

達第百十二號

横須賀海軍造船廠ニ於テ製造ノ第三號三等巡洋艦ヲ音羽ト命名セラル

明治三十六年十一月二日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百十三號

軍艦音羽へ信號符字左ノ通點付ス

明治三十六年十一月二日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

G Q N M 音 羽

九十三

海 軍

達第百十四號

軍艦及水雷艇類別等級別表中巡洋艦三等ノ欄内ニ「音羽」ヲ加フ

明治三十六年十一月二日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

正 誤

本年達第百七號艦艇機關高力運轉規則第七條中「戰艦」ハ「戰艦」第九條中「所官長官」ハ「所管長官」ノ誤

全別表欄外記事第一項中最近ノモノ、下ニ「驅逐艦及水雷艇ニ在テハ強壓通風全力」及自然通風全力(後段)ノ下ニ「驅逐艦ニ在テハ強壓通風全力」ヲ脱ス

海 軍 省 副 官

海軍省副官

明治三十七年
達第百十五號
廢止

明治三十七年達第百三十四號

達第百十五號

海軍監獄書記、同看守長、同看守配置表左ノ通改メ明治三十六年十一月十日ヨリ之ヲ施行

明治三十七年達第百三十四號

明治三十六年十一月六日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

海軍監獄書記、同看守長、同看守配置表

	監獄書記	監獄看守長	監獄看守
横須賀海軍監獄	一	四	十三
吳海軍監獄	一	三	十二
佐世保海軍監獄	一	三	十二
舞鶴海軍監獄	一	三	十一

九十四

海軍

達第百十六號

海軍省處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第一條中「課長」ヲ削ル

第三條 局長ハ一時ノ病氣事故不在等ニ際シテハ局員ニ命シテ便宜常務ヲ處辨セシムル
コトヲ得

第五條削除

第七條中「屬」ノ下ニ「編修書記」ヲ加フ

第十四條 軍務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 艦隊軍艦其ノ他諸官衙學校等ノ建制及其ノ勤務ニ關スルニト
- 二 軍艦、水雷艇、運送船、通信船、工作船及病院船ノ本籍及所屬ヲ定ムルニト
- 三 艦隊軍隊ノ編制、進退、役務ニ關スルニト

九十五

海軍

- 四 艦隊軍艦其ノ他諸官衙學校等ノ定員制定ニ關スルニト
- 五 要塞地帯法及軍港要港規則等ニ關スルニト
- 六 軍紀風紀ニ關スルニト
- 七 戒嚴及徵發ニ關スルニト
- 八 儀式禮式ニ關スルニト
- 九 服制服裝ニ關スルニト
- 十 旗章及賞牌徽章等ニ關スルニト
- 十一 演習及檢閱ニ關スルニト
- 十二 運輸及通信ニ關スルニト
- 十三 海上保安ニ關スルニト
- 十四 沿海各地ニ於ケル海軍部外ノ土木工事ニ關スルニト
- 十五 外國駐在將校及同機關官ニ關スルニト
- 十六 望樓ニ關スルニト

1549

- 十七 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
 - 十八 海軍教育本部ニ關スルコト
 - 十九 海軍艦政本部ニ關スルコト
 - 二十 水路部ニ關スルコト
- 第十五條削除
- 第十六條 人事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 准士官以上及文官ノ進退、任免、補職、命課、増俸、分限其ノ他ノ人事ニ關スルコト
 - 二 准士官以上ノ名簿、停年名簿及履歷簿ニ關スルコト
 - 三 武官ノ考課表及勤務報告ニ關スルコト
 - 四 進級會議ニ關スルコト
 - 五 准士官以上ノ補充ニ關スルコト
 - 六 文官ノ名簿及履歷簿ニ關スルコト
 - 七 文官ノ考課表ニ關スルコト

- 八 准士官以上ノ人事ニ關スル上奏書、執裁書、辭令書、褒狀ノ取扱及辭令通報ニ關スルコト
- 九 文官ノ人事ニ關スル上奏書、辭令書、褒狀ノ取扱及辭令通報ニ關スルコト
- 十 人事ニ關スル差使ニ服スルコト
- 十一 海軍豫備員ニ關スルコト
- 十二 下士卒ノ任用進級其ノ他ノ人事ニ關スルコト
- 十三 兵員ノ徵募補充及服務ニ關スルコト
- 十四 召集及簡閱點呼ニ關スルコト
- 十五 軍人軍屬ノ恩給、遺族扶助、給助、退官賜金ニ關スルコト
- 十六 軍人軍屬及内國人ノ敘位、敘勳、記章、褒章及賞與ニ關スルコト
- 十七 拜謁參賀參拜拜觀御陪食御陪宴及之ニ等シキ儀式祭典ニ關スルコト
- 十八 雇員傭人ニ關スルコト
- 十九 海軍雇傭ノ外國人ノ人事ニ關スルコト

<p>二十 囑托者ニ關スルコト</p> <p>二十一 外國旅行券ニ關スルコト</p> <p>二十二 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト</p> <p>第十七條削除</p> <p>第十八條 醫務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル</p> <p>一 軍醫官及藥劑官ノ勤務ニ關スルコト</p> <p>二 軍醫官及藥劑官以下ノ教育ニ關スルコト</p> <p>三 外國駐在軍醫官及同藥劑官ニ關スルコト</p> <p>四 軍人ノ體格ニ關スルコト</p> <p>五 恩給ニ係ル診斷及傷痍疾病ニ因ル免官免役ノ診斷ニ關スルコト</p> <p>六 傳染病豫防ニ關スルコト</p> <p>七 艦船、建築物、被服、糧食、給水、排水等ノ衛生ニ關スルコト</p> <p>八 内外國諸港ノ風土及地方病流行病ニ關スルコト</p>	<p>九十七</p>	<p>九 海軍病院ニ關スルコト</p> <p>十 海軍軍醫學校ニ關スルコト</p> <p>十一 治療品ニ關スルコト</p> <p>十二 患者費ニ關スルコト</p> <p>十三 醫務衛生ノ調査及統計ニ關スルコト</p> <p>十四 前諸號ノ外總テ醫務衛生ニ關スルコト</p> <p>十五 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト</p> <p>第十九條削除</p> <p>第二十條 經理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル</p> <p>一 豫算決算、豫備金支出、定額繰越、過年度支出及定額戻入ニ關スルコト</p> <p>二 特別會計ニ關スルコト</p> <p>三 收入支出及帳簿報告ニ關スルコト</p> <p>四 本省及歳入徴收官ヲ置カサル東京所在各廳ニ屬スル收入ノコト</p>	<p>海 軍</p>
---	------------	--	----------------

- 五 本省及委任任拂命令官ヲ置カサル東京所在各廳ニ屬スル經費任拂ノコト
- 六 出納官吏ノ身元保證金ニ關スルコト
- 七 金錢給與ニ關スルコト
- 八 被服物品及糧食品ノ經理ニ關スルコト
- 九 通常物品ニ關スルコト
- 十 物品ノ賣買貸借ニ關スルコト
- 十一 官有財産ノ管理及取扱ニ關スルコト
- 十二 建築工事ノ計畫及施行ニ關スルコト
- 十三 東京所在各廳ノ建築工事ノ實施ニ關スルコト
- 十四 本省及本省ト同構内ニ在ル各廳ノ用度及運輸通信取扱ニ關スルコト
- 十五 船舶車馬備入ニ關スルコト
- 十六 金錢物品ノ會計監査ニ關スルコト
- 十七 主計官ノ勤務ニ關スルコト

九十八

海

軍

- 十八 主計官以下ノ教育ニ關スルコト
 - 十九 外國駐在主計官ニ關スルコト
 - 二十 海軍主計官練習所ニ關スルコト
 - 二十一 前諸號ニ係ル規程及命令ニ關スルコト
 - 第二十一條及第二十二條削除
 - 第二十九條中「課長」ヲ「局員」ニ改メ第三項ヲ削除ス
 - 第三十條中「課長及課員若ハ」ヲ削除
 - 第三十一條中「課長等」及「主務課長」ヲ「局員」ニ改ム
- 別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

司 法 局	經 理 局	醫 務 局	人 事 局	軍 務 局	總 務 局	
	二十八	三	六	四	四	屬
						錄 專
二						編 修 會 記
					二	技 手
	三					

達第百十七號

海軍技術會議規則ヲ廢ス

明治三十六年十一月十日



明治三十四年達第百十三号

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百十八號

海軍需品庫處務規程ヲ廢ス

明治三十六年十一月十日



明治三十四年達第百十三号

海軍大臣 男爵山本權兵衛

九十九

海軍

達第百十九號

海軍艦政本部處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第二條中「軍務局、」ノ下ニ「經理局、」ヲ加フ
第三條中「及判任官」ヲ「以下」ニ改ム

第六條ノ二 海軍大臣ニ提出スヘキ公文ハ海軍省所定ノ野紙ヲ用ヒ關係諸官欄外ニ捺印
シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ海軍省軍務局ニ送附スヘシ

第七條削除

第八條第六號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

六ノ二 兵器及屬具ノ造修價格調査ニ關スルコト

同條第十號ヲ左ノ如ク改ム

十 部外工場ニ委托セル兵器及屬具ノ工事監督並其ノ造兵監督官造兵監督助手ニ關ス



百
海
軍

ルコト

同條第十二號第十三號中「兵器廠」ヲ「造兵工場」ニ改ム

第九條第四號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ二 需品ノ造修價格調査ニ關スルコト

第十條第三號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二 艦船ノ造修價格調査ニ關スルコト

同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 部外工場ニ委托セル船體及屬具ノ工事監督並其ノ造船監督官造船監督助手ニ關ス

ルコト

同條中第十號ヲ削除ス

同條第十二號及第十三號中「造船廠」ヲ削除ス

第十一條第三號中「及其ノ契約」ヲ「ノ契約案」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

三ノ二 機關ノ造修價格調査ニ關スルコト

同條第十一號ヲ左ノ如ク改ム

十一 部外工場ニ委托セル機關及屬具ノ工事監督並其ノ造船監督官造船監督助手ニ關スルコト

同條第十三號第十四號中「造船廠」ヲ削除ス

第十一條ノ二 會計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 歳入歳出ノ豫算決算及收入支出ニ關スルコト
- 二 各工廠ノ會計狀況及材料庫現狀ノ調査ニ關スルコト
- 三 物件ノ造修價格ニ關スルコト
- 四 職工ノ賃錢ニ關スル規程及事業費ノ整理ニ關スルコト
- 五 艦船ノ財産簿ニ關スルコト
- 六 物件ノ注文購買及其ノ契約案ノ調査並契約ノ締結ニ關スルコト
- 七 造船造兵監督會計官及監督書記ニ關スルコト
- 八 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト

九 各部ノ主務ニ屬セサル公文書類ノ保存及公文書類ノ淨書ニ關スルコト

十 人事ニ關スルコト

十一 本部長官印ノ管守ニ關スルコト

十二 機密文書ノ保管ニ關スルコト

十三 秘密圖書ノ管理ニ關スルコト

十四 前諸號ノ外各部ノ所掌ニ屬セサルコト

文書取扱以下削除

達第百二十號

海軍教育本部處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第七條 海軍大臣ニ提出スヘキ公文ハ海軍省所定ノ野紙ヲ用ヒ關係諸官關外ニ捺印シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ海軍省軍務局ニ送附スヘシ

第二章 事務分課

第八條 第一部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 將校、少尉候補生、將校生徒、准士官下士卒上等機銃兵曹以下ヲ除クノ教育訓練ニ關スルコト
- 二 前號ノ教育ニ係ル操典、教範類ノ制定及改正ニ關スルコト
- 三 第一號ニ係ル教育資料及教育年報類ノ編纂ニ關スルコト
- 四 第一號ニ係ル外國軍事教育ノ調査ニ關スルコト
- 五 第一號ニ係ル教育諮問會ニ關スルコト

百一 海軍

六 大學校、兵學校、砲術練習所及水雷術練習所ニ關スルコト

七 海軍各部教育ノ畫一ニ關スルコト

八 人事及機密文書ニ關スルコト

九 教育ニ關スル圖書ノ購入、出版、供給ニ關スルコト

第九條 第二部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機關官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
- 二 前號ノ教育ニ係ル操典、教範類ノ制定及改正ニ關スルコト
- 三 第一號ニ係ル教育資料及教育年報類ノ編纂ニ關スルコト
- 四 第一號ニ係ル外國軍事教育ノ調査ニ關スルコト
- 五 第一號ニ係ル教育諮問會ニ關スルコト
- 六 機關學校及機關術練習所ニ關スルコト

第三章 文書取扱以下削除

達第百二十一號

水陸部處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第十條ノ二 海軍大臣ニ提出スヘキモノハ案ヲ具シ又ハ供覽ノ印ヲ捺シ關係諸官捺印ノ
上海軍省軍務局ニ送附スヘシ

第十四條中「印刷掛及庶務掛」ヲ「及印刷掛」ニ改ム

第二十條削除

第二十四條第七號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

八 公文書類ノ接受發送ニ關スルコト

九 各科ノ主務ニ屬セサル事務ニ關スルコト

文書取扱以下削除

百三

海軍

1558

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

大正十二年十月
三十四号ニシテ本
号改定

改正

達第百二十二號

海軍工廠處務細則ノ通定ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

海軍工廠處務細則

第一條 検査官ハ、廠長ノ命ヲ承ケ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、船體、機關、兵器及其ノ屬具並需品ノ修理、改造、新設、引換ノ要否ヲ檢スルコト
 - 二、船體、機關、兵器及其ノ屬具並需品ノ検査ニ關スルコト
 - 三、船體、機關、兵器ニ要スル材料、物品ノ試験、検査ニ關スルコト
 - 四、船體、機關、兵器ノ計畫、方案ノ調査ニ關スルコト
 - 五、公文書類ノ接受發送及各部庫ニ屬セサル事務ニ關スルコト
 - 六、守衛使丁定夫給仕等ノ使役及監督ニ關スルコト
- 第二條 造兵部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

百四 海 軍

一、兵器及其ノ屬具ノ製造圖、製造方法書、製造説明書並其ノ工事ニ關スル入費概算等ノ調製ニ關スルコト

- 但シ吳海軍工廠造兵部ニ於テハ尙兵器ノ制式圖案調製ニ關スルコトヲ掌ル
 - 二、兵器及其ノ屬具ノ設計、構造、製造、改造、修理、裝備、試験ニ關スルコト
 - 三、内國私立工場ニ委託セル兵器及其ノ屬具ノ工事監督ニ關スルコト
 - 四、兵器及其ノ屬具ノ授受及其ノ整理ニ關スルコト
 - 五、所屬工場ノ造修工事ニ關スルコト
 - 六、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ整備ニ關スルコト
 - 七、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ保存期限及入費概算ニ關スルコト
 - 八、進水式終ルマテ未成艦ニ裝備シアル兵器ヲ保管スルコト
- 第三條 武庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、兵器及其ノ屬具ノ準備、出納、保管、配備ニ關スルコト
 - 二、各部ニ於テ消費セル兵器ノ調査ニ關スルコト

三、兵器ノ保管運搬ニ關スル人夫舟車馬ノ備役ニ關スルコト
四、其ノ擔任ニ屬スル器具機械等ノ整備、保存期限及入費概算ニ關スルコト
第四條 吳海軍工廠製鋼部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、製鋼、鍛鍊、堅碎、燒鈍ノ專業及其ノ入費概算等ノ調製ニ關スルコト
二、成品ノ授受及其ノ整理ニ關スルコト
三、所屬工場ノ造修工事ニ關スルコト

四、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ整備ニ關スルコト
五、所屬工場ニ屬スル機械物品等ノ保存期限及入費概算ニ關スルコト
第五條 需品庫ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、需品ノ準備、配備、供給、出納ニ關スルコト
二、需品ノ保管運搬ニ關スルコト
三、需品ノ品種品質數量ノ調査ニ關スルコト
四、艦團其ノ他各部ニ供給シタル需品ノ整備、保存ノ調査ニ關スルコト



五、艦團其ノ他各部ニ於テ消費シタル需品ノ調査ニ關スルコト
六、需品ノ保管運搬ニ要スル人夫舟車馬ノ備役ニ關スルコト
七、所轄需品支庫ノ管理ニ關スルコト
第六條 需品支庫在勤ノ書記ハ所屬需品庫主管ノ命ヲ承ケ石炭其ノ他ノ需品ノ出納保管ニ關スルコトヲ掌ル

第七條 造船部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一、船體及其ノ屬具ノ製造、改造、修理、試験ニ關スルコト
二、船體及其ノ屬具ノ計畫、方案並其ノ製造ニ要スル入費概算書ノ調製ニ關スルコト
三、船體及其ノ屬具ノ改造、修理等ニ要スル入費概算書ノ調製ニ關スルコト
四、内國私立工場ニ委託セル船體及其ノ屬具ノ工事監督ニ關スルコト
五、所屬工場、船渠、船臺及其ノ機械、物品等ノ整備ニ關スルコト
六、所屬工場、船渠、船臺、試験標柱ノ新設、改築ニ係ル一般計畫ニ關スルコト
七、所屬工場ニ屬スル機械、物品等ノ入費概算及保存期限ニ關スルコト

八、進水前ノ未成艦船ノ船體ノ保管ニ關スルコト

第八條 造機部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、機關及其ノ屬具ノ製造、改造、修理、試験ニ關スルコト
- 二、機關及其ノ屬具ノ計畫、方案並其ノ製造ニ要スル入費概算書ノ調製ニ關スルコト
- 三、機關及其ノ屬具ノ修理、改造等ニ要スル入費概算書ノ調製ニ關スルコト
- 四、内國私立工場ニ委託セル機關及其ノ屬具ノ工事監督ニ關スルコト
- 五、所屬工場及其ノ機械、物品等ノ整備ニ關スルコト
- 六、所屬工場ノ新築、改築ニ係ル一般計畫ニ關スルコト
- 七、所屬工場ニ屬スル機械、物品等ノ入費概算及保存期限ニ關スルコト
- 八、進水前ノ未成艦船ニ裝備セル機關ノ保管ニ關スルコト

第九條 會計部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

計算課

- 一、造兵造船材料資金ノ豫算決算及其ノ他ノ會計事務ニ關スルコト

百六

海軍

二、造兵造船材料資金ニ屬スル収入及任拂ニ關スルコト

三、物件ノ造修實費其ノ他生産ニ關スル價格調査ニ關スルコト

四、艦船兵器及其ノ屬具、製造用物件、造兵造船材料並艦營需品ノ購買賣却其ノ他運搬ノ契約ニ關スルコト

五、内國私立工場ニ委託セル艦船兵器及其ノ屬具ノ造修契約並之カ任拂ニ關スルコト

六、受託艦船兵器及其ノ屬具ノ製造修理費ノ徴収ニ關スルコト

七、職工維持ノ現況調査ニ關スルコト

八、職工ノ給與、艦船兵器ノ造修及其ノ他ニ要スル材料、職工數實費並工事現況等ノ報告統計ノ調製ニ關スルコト

九、事業費ニ要スル人夫舟車馬ノ備役ニ關スルコト

十、前記ノ外所屬各庫ノ所掌ニ屬セサル者

材料庫

一、造兵造船材料ノ貯藏保管出納ニ關スルコト
二、造兵造船材料ノ貯藏現況不用品處分ノ調査ニ關スルコト

工場庫

- 一、工所用トシテ材料庫ヨリ受入シタル材料ノ保管出納ニ關スルコト
- 二、工場ニ交付セル材料物品ノ整理監督ニ關スルコト
- 三、工場備付ノ器具機械及其ノ他ノ物件ノ保管監督ニ關スルコト
- 四、艦船取外物品廢兵器其ノ他工業上生シタル殘材殘屑物等ノ保管出納ニ關スルコト

達第百二十三號

海軍造兵廠處務細則中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第一條 廠長ハ部下兵曹長並判任官ヲ所屬部庫等ニ分屬セシムヘシ

第二條 各部長ハ部下諸員ヲ各掛ニ配置スヘシ

第四條中「製造科」ヲ「製造部」ニ改ム

第八條削除

第九條 検査官ヲ検査掛武庫掛及庶務掛ニ分ツ

第十條 検査掛ハ兵器及其ノ屬具ノ試験検査ヲ掌リ又其ノ保存方法保存期限ノ調査並射

鑄表等ノ編製ニ關スル事ヲ掌ル

第十二條及第十三條乃至第十七條中「科課庫」ヲ「部庫」ニ改ム

第十三條中「會計課」ヲ「會計部」ニ改ム

第十五條中「會計課」及「造兵材料」ヲ削ル

第十七條中「掌リ又使丁給仕等ヲ監督ス」ヲ「掌ル」ニ改ム

第十八條 材料庫主管ハ造兵材料ノ準備保管出納並之ニ關スル帳簿ノ整理出納計算書ノ

調製ニ關スル事ヲ掌ル

第十九條以下削除

達第百二十四號

鎮守府處務規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第八條削除

第十五條中「各部長」ヲ削ル

第十九條中「幕僚」ヲ「參謀及副官」ニ改ム

第二十二條削除

第二十三條 機關長ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機關官以下ノ勤務ニ關スルニト
- 二 機關官ノ管理ニ屬スル船體、機關、兵器ニ關スルコト
- 三 機關官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
- 四 艦艇機關動作ノ統計ニ關スルコト

五 出師準備中機關部ニ屬スル事項ニ關スルコト

第二十四條 軍醫長ハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 軍醫官及藥劑官以下ノ勤務ニ關スルニト
- 二 軍醫官及藥劑官以下ノ教育訓練ニ關スルニト
- 三 軍人ノ體格ニ關スルニト
- 四 恩給ニ係ル診斷及傷痕疾病ニ因ル免官免役診斷ニ關スルニト
- 五 傳染病豫防ニ關スルコト
- 六 艦船、建築物、被服、糧食、給水、排水ノ衛生ニ關スルコト
- 七 海軍病院ニ關スルコト
- 八 出師準備中患者治療ニ關スルコト

第二十五條 主計長ハ主トシテ會計經理ニ關スル諸報告ノ調査及被服糧食ノ出師準備ニ關スルコトヲ掌ル

第二十六條乃至第三十三條削除

第三十四條中「司法部ニ於テ」ヲ「主理」ニ改ム
第三十五條以下削除

百十

海
軍

1565

達第百二十五號

海軍經理部處務規程左ノ通定ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

海軍經理部處務規程

第一條 海軍經理部ハ常ニ海軍省經理局ト氣脈ヲ通スヘシ

第二條 海軍經理部長ハ會計上ニ就キ必要アルトキハ所轄長若ハ主任官吏ノ辨明ヲ求ムルコトヲ得

第三條 海軍經理部長ハ検査ノ事實ニ依リ正當ナラスト認メタル事項ニ付テハ主任官吏ニ推問シ辨明又ハ更訂セシムルコトヲ得

第四條 海軍經理部長ハ出納官吏ニ於テ計算書及證憑書類ノ提出ヲ怠リタルモノアルトキハ所轄長若ハ主任官吏ニ通告シ期限ヲ定メテ提出セシムルコトヲ得

第五條 海軍經理部長ハ金櫃物件帳簿ノ検査ヲ行フトキハ豫メ其ノ期日ヲ當該主任官吏

百十一

海 軍

ノ屬スル長官ニ通知スヘシ但シ不期検査ヲ必要ト認ムルトキハ此ノ通知ヲ爲スト同時ニ検査ヲ開始スルニトヲ得

第六條 第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 所管歳入歳出ノ豫算決算ニ關スルコト
 - 二 所管歳入歳出特別會計ニ屬スルモノヲ除クノ収支ニ關スルコト
 - 三 俸給諸給、諸手当、扶助金、旅費其ノ他金錢給與ニ關スルコト
 - 四 出納官吏ノ身元保證金ニ關スルコト
 - 五 金錢會計ノ規定及監査ニ關スルコト
 - 六 金櫃及帳簿ノ検査ニ關スルコト
 - 七 鎮守府所屬ノ艦船官衙ニ於ケル主計官以下ノ教育訓練ニ關スルコト
 - 八 他ノ課科ノ所掌ニ屬セサル事項ニ關スルコト
- 第七條 第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 造船造兵建築材料物件ニアラサル通常物品特ニ委任在拂命令官ヲ經キタル各廳ニ屬スルモノヲ除クノ購買供給及賣

却ニ關スルコト

二 運輸取扱通信取扱及他ノ所掌ニ屬セサル船舶車馬入夫ノ備入ニ關スルコト

三 工事請負及物件ノ買賣貸借運搬裁縫等各般ノ契約書ノ調査ニ關スルコト

四 物品會計ノ規定及監査ニ關スルコト

五 物品及帳簿ノ検査ニ關スルコト

第八條 衣糧科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 被服物品糧食品ノ調辨配備出納保管供給準備及運搬ニ關スルコト

二 被服物品糧食品ノ保管運搬ニ屬スル入夫舟車ノ備役ニ關スルコト

第九條 建築科ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 管區内ノ官有財産ノ管理及取扱ニ關スルコト但シ横須賀鎮守府ニ在テハ海軍省經理局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

二 管區内ノ建築及土木工事ノ計畫及施行ニ關スルコト但シ横須賀鎮守府ニ在テハ海軍省經理局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

百二十一

海軍

三 直營工事ニ屬スル工費ノ整理及職工人夫舟車ノ備役ニ關スルコト

四 建築材料物件ノ購買保管出納ニ關スルコト

五 軍港内浚渫ノ計畫ニ關スルコト

六 海軍所屬ノ浚渫船ヲ以テ直營セサル管區内ノ浚渫施行ニ關スルコト

海軍省經理局ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク

改正
明治三十九年
以て本條を
改正ス

達第百二十六號

海軍各廳處務通則左ノ通改正ス

明治三十九年(西曆一九〇六年)十一月十日

明治三十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本權兵衛

海軍各廳處務通則

第一條 本則ハ海軍各廳處務ノ要領ヲ示スモノトス
但シ別ニ規定アルモノハ各其ノ規定ニ從フヘシ

第二條 本則ニ於テ應ト稱スルハ法律若ハ勅令ヲ以テ各別ニ設置セラレタル海軍各部ヲ謂フ但シ海軍省各局及軍艦ハ廳ニ準ス

第三條 本則ニ於テ長官ト稱スルハ海軍軍令部長、各鎮守府司令長官、艦隊司令長官、各要港部司令官、海軍教育本部長、海軍艦政本部長、水路部長、臨時海軍建築部長、海軍省各局長其ノ他直接ニ海軍大臣ニ隸屬スル諸官ヲ謂フ

第四條 本則ニ於テ廳長ト稱スルハ各廳ノ長ヲ謂フ艦隊司令官望樓監督官等ノ如ク其ノ部下ニ隸屬屬ヲ有スル諸官及軍法會議上席主理モ亦廳長ニ準ス

百十二
海軍

長官ハ其ノ廳若ハ幕僚ニ對シテハ廳長ト看做ス

第五條 長官ハ其ノ部下ニ對シ之ヲ所屬長官ト稱シ各廳長ハ其ノ部下ニ對シ之ヲ所轄長ト稱ス敷設隊司令、驅逐隊司令及艇隊司令ハ其ノ部下ニ對シ亦所轄長トス

第六條 各廳ニハ件名簿ヲ備ヘ之ニ公文ノ件名ヲ登記シ以テ處分ノ始終ヲ明ナラシムヘシ
件名簿ハ某廳號適宜廳名ヲ略記ス及其機密號ノ二種トシ廳號ハ普通事件ニ關スル文書ノ件名ヲ登記シ機密號ハ秘密事件ニ關スル文書ノ件名ヲ登記スルモノトス
件名簿ニハ公文ノ接受發送月日件名原番號アルモノハ原番號ヲモ記入ス等ヲ記入シ各一頁ノ番號ヲ附シ同時ニ該番號ヲ公文ニ附點スヘシ但シ中間應ニ於テハ其ノ進達傳達スルモノニ對シテハ本則中特ニ規定アルモノノ外之ニ番號ヲ附點スヘカラス

第七條 各廳ニ於テ諸法令中疑義アルトキハ其ノ主務廳ニ質疑スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ主務廳直ニ之ヲ説明スヘシ但シ重要ナル事項ハ回答ニ先テ所屬長官ノ閱覽ニ供スヘシ

第八條 海軍大臣、所屬長官其ノ他上官ニ進達スル公文ハ特別ノ規定アルモノノ外總テ

順序ヲ悉ヒ所屬各部ヲ經由スルヲ要ス部下ニ對スル令達指令等亦之ニ準ス
特ニ至急ヲ要スト認ムル公文ハ所屬各部ヲ經スシテ直ニ必要ノ向ヘ送附スルカ又ハ必
要ノ各部ヘ一通宛送附スヘシ但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ旨關係ノ向ヘ報告者ハ通報ス
ヘシ

第九條 總テ公文ハ所定ノ罫紙ニ書シ番號ヲ附シ本文ヲ書スルニ先テ其ノ大要ヲ摘記ス
ヘシ提出者代理ナルトキハ官氏名ヲ書シ其ノ右肩ニ何職代理ト書スヘシ
提出者代理又ハ心得ナルトキモ亦其ノ本職印ヲ捺シ職印ナキトキニ限り自己ノ印ヲ捺
スヘシ以下之ニ倣フ

艦船ヨリ出ス公文ハ月日ノ下ニ該艦船ノ所在地ヲ書スヘシ

第十條 官吏自己ノ身上ニ關スル願何届書等ハ美濃白紙ニ書シ自己ノ印ヲ捺スヘシ

第十一條 大臣宛ノ願何届書等ニハ自己ノ名ノ上ニ其ノ職名ヲ附記スヘシ

第十二條 所屬長官若ハ所轄長其ノ部下ノ者ヨリ差出ス公文書類ヲ海軍大臣若ハ上官ニ
進達スルトキハ該公文ノ前ナル空欄ニ月日該公文提出當時ト年ヲ
異ニスルトキハ年ヲモ及進達ノ二字ヲ朱記シ職
印ヲ捺スヘシ

百十四
海軍

前項ノ場合ニ於テ該公文ニ意見ヲ附スルニハ別紙ニ記シ之ニ進達ノ旨ヲ記入シ番號ヲ
附點シテ該公文ニ添附スヘシ

第十三條 特別ノ規定アルモノヲ除キ文書ハ總テ一通ヲ出スヲ例トス經由スル諸廳ニ在
テ寫ヲ要スルトキハ必要缺クヘカラサルモノニ限り其ノ廳ニ於テ書寫スヘシ

第十四條 指令ハ其ノ差出廳長又ハ差出人ニ向テ下スヘキモノトス但シ受附廳ニ於テ其
ノ留置ヲ要セスト認ムルモノハ直ニ其ノ本書ニ指令文ヲ書シ必要アルトキハ附箋ニ其
ノ理由ヲ記シ下附スルコトヲ得

指令ヲ取次ク應ニ於テハ重要事件ハ廳長之ニ捺印シ其ノ他ハ別ニ之ニ記入若ハ捺印ス
ルコト無ク差出廳又ハ差出人ニ下附スヘシ

第十五條 官吏事務ヲ取扱フニ當リテハ主務者ニ限り其ノ公文ノ所定ノ位置若ハ紙端ニ
自己ノ印ヲ捺シ起案調査處辨若ハ領知ノ證トナスヘシ但シ職印ヲ捺ス場合ニハ此ノ限
ニアラス

第十六條 官ノ機密ニ關シテハ官吏服務規律ニ依ルヘキモ軍事ニ關スル事項ハ特ニ其ノ
漏洩ヲ避クルコトニ注意スヘシ

第十七條 各廳ヨリ發送スル公文ハ其ノ宛名諸官ノ必ス親ヲ閱緘ヲ要スルモノニ限り其

ノ封筒面左側ニ「親展」ト朱記スヘシ又秘密文書ハ其ノ封筒面左側ニ「秘」ト朱記シ其ノ人事ニ關スルモノハ「人秘」ト朱記スヘシ

軍機ニ關スル公文其ノ他重要ナル秘密文書ヲ發送スルニハ内外二重ノ封筒ヲ用フヘシ此ノ場合ニ於テハ前項ノ朱記文ハ之ヲ其ノ内封筒面ニ記スヘシ

第十八條 各廳ニハ必要ト認ムルトキハ勤務簿ヲ置キ官吏ヲシテ毎日出勤ノトキ之ニ捺印セシメ各廳長之ヲ監査スヘシ

第十九條 官吏退出後ヨリ翌朝出勤時刻迄ノ間及休暇日ニ於テ事務ノ取扱ヲ要スル應ニ於テハ宿直ヲ置クヘシ

宿直ハ平常判任官ヲシテ交替勤務セシムルモノトス戰時事變ニ當リテハ長官ハ事務ノ繁簡ニ應シ適宜之ヲ定ムヘシ

第二十條 宿直ヲ置カサル各廳ニ於テ退出後ヨリ翌朝出勤時刻迄ノ間及休暇日ニ到來スル公文ノ受附ニ關スル事件等ハ所屬長官ノ認許ヲ經テ適宜ノ方法ヲ設クヘシ

第二十一條 各廳長ハ防火ニ關スル相當ノ内規ヲ定ムヘシ
各廳近傍出火ノ際ハ其ノ廳勤務ノ者ハ勤務時間外ト雖速ニ出勤シ所轄長ノ指揮下ニ進

退スヘシ

第二十二條 各廳長ハ部下諸員ノ有スル辭令文面ノ範圍内ニ於テ之ニ職務ノ分擔ヲ命シ又ハ其ノ所屬ヲ定ムヘシ但シ職務ニ關シ特ニ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第二十三條 各廳長ハ臨時事務ノ繁閑ニ依リ甲務ノ吏員ニ乙務ノ補助ヲ命スルニトテ得第二十四條 長官及各廳長ハ旅費豫算配付額以內ニ於テ部下諸員ニ公務旅行ヲ命スルコ

トヲ得但シ長官自ラ公務旅行ヲナサントスルトキハ海軍大臣ノ認許ヲ受クヘシ
第二十五條 海軍各部ノ職員新任若ハ轉勤轉職ノ場合ニハ辭令ヲ受領シタル日ヨリ其ノ

職責ハ總テ新職員ニ移ルモノトス辭令ニ代フヘキ電信通知ヲ得タルトキ亦同シ但シ事務引繼ヲ終ラスシテ舊職員殘留シ新職員未タ就職セサル間ハ舊職員ハ依然其ノ職責アルモノトス

前項ノ場合ニ於テ舊職員退職シ新職員未タ就職セサル間ハ新職員事故アリテ其ノ職務ヲ執ルニト能ハサルモノト看做シ規定ニ從ヒ部下首席者其ノ代理ヲナスカ若ハ之カ代理者ヲ命スヘキモノトス

職責ニ關シ所轄長ノ指定ヲ要スル職員ハ前諸項ニ依ルノ限ニアラス故ニ此等ノ職員轉

免ノ場合ニ於テ辭令受領後仍ホ前職務ヲ執ラシムヘキ必要アルトキハ所轄長適宜之ヲ命スヘシ

第二十六條 官吏轉勤轉職等ノ節出發期日ニ至リ病氣ノ爲出發スル能ハサルトキハ長官ニ在テハ直ニ海軍大臣ニ、其ノ他ノ高等官ニ在テハ舊所屬長官ヲ經テ海軍大臣ニ、判任官ニ在テハ舊所轄長ヲ經テ舊所屬長官ニ届出テ舊所轄長ハ之ヲ新所轄長ニ通知スヘシ又事務引繼等ノ爲出發延期ヲ要スルトキハ舊所轄長ハ新所轄長ニ之ヲ通報シ各所屬長官ニ報告スヘシ

第二十七條 官吏待命休職停職豫備役後備役退役若ハ免官廢官トナリ事務引繼ヲ要スルトキハ所屬長官ハ豫メ期限ヲ定メ海軍大臣ノ認許ヲ得テ之ヲ命スヘシ但シ其ノ引繼七日以内ニ終了スルモノハ所屬長官限り之ヲ命シ其ノ旨人事局長ニ通報スヘシ

達第百二十七號

明治二十一年達第百三十五號、明治二十四年達第五十九號ヲ廢ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本權兵衛

達第百二十七號發照

明治二十一年達第百三十五號ハ文部省審驗附屬方ノ件、明治二十四年達第五十九號ハ旅費ノ豫算配付額内ニテ長官部
下職員ニ旅行ヲ命スルコトヲ得ル件ナリ

百十七

海

軍

達第百二十號

明治三十年達第百一號歳入歳出取扱規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本權兵衛

第三十八條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但最終支出明細報告書ノ外第五條第二項ニ據ル整理科目ノ各節支出額ハ掲記スルヲ要セス

第三十八條第三項ヲ左ノ通改ム

委任仕拂命令官最終支出明細報告書ヲ送付スルトキハ別ニ經費所屬ノ各廳區分ニ從ヒ第二十六號書式ノ内譯書ヲ作り經理局長ニ送付スヘシ

第四十一條第一項中現計書ノ次ニ「及第二十七號書式ノ外貨支出報告書」ヲ加フ

第六十二條中「軍港内ニアル各廳及」ノ下ニ「臺灣總督府海軍幕僚」ヲ加フ

書式

百十八 海軍

第十四號書式ヲ別紙ノ通改ム

第十七號書式ヲ別紙ノ通改ム

第二十五號書式備考第一中「並決算明細書」ノ六字ヲ削リ第二ヲ削除ス

第二十五號書式附屬決算部局別調書ヲ別紙ノ通改ム

第二十六號書式ヲ別紙ノ通定ム

第二十七號書式ヲ別紙ノ通定ム

第十四號書式

用紙美濃紙

某年度歳出經常(臨時)部

明治何年何月分

支出明細報告書

備考

一、考
 支出未済ノ額ハ帳簿ノ結果ニ依リ
 其豫量ノ内ヘケルニハ但シ年ノ終
 トキハ同額ノ内ヘケルニハ但シ年ノ終
 更定額ハ同額ノ内ヘケルニハ但シ年ノ終
 更定額ハ同額ノ内ヘケルニハ但シ年ノ終
 更定額ハ同額ノ内ヘケルニハ但シ年ノ終

明治何年何月何日

何 庭

委任仕拂命令官職氏名 印

1574

科 目	豫 算 額		支 出			訂 正 額			支 出 未 済 額	豫 算 残 額	備 考
	本月更定額増減	現 豫 算 額	本月命令済額	本月戻入額	前月迄累計	訂 正 額					
						命令済額	本月訂正増減	戻入額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
軍 事 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
俸給及諸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
上長官士官俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
准士官俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
下士官俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
列任俸給	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
技手加俸	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
經營費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
經營用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
定備品	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
消耗品	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
修理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
經常部合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

第十七號書式
用紙美濃紙

(款)	年度			備考
	明治	年	月分	
現	計		書	第一考 最終現計書提出ノ際概算渡ノ精算ニ至ラサル 度報告スルモキハ備考ニ金額ヲ掲記シ精算ノ都 度報告スルモノトス 前月迄ノ仕拂高ノ内科目違ヒ等ノ爲科目訂正 フナシタルトキハ前月迄累計高ニ於テ其金額 フ加除シ訂正額ヲ備考ニ掲載スルモノトス
明治	年	月	日	
軍艦某(何々)				
現金前渡官吏職氏名 [㊟]				

科 目			受 入 額	仕 拂 額			残 額	備 考
項	目	節		前月迄累計	本 月 分	計		
			円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘	

明治何年度經費決算部局別調

第二十五號書式附屬

(用紙美濃紙)

部局名 科目	(經理局)何々鎮守府所屬各廳				若クハ(經理局)何々鎮守府				艦團部隊		合計	
	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々	何々		
(款) (項) (目) (節)												
										備考 一、鎮守府經費ト艦團部隊經費ト ハ別冊ニ編纂スヘシ		
										二、部局別欄多數ニシテ一葉ニ記 入ラズセサルトキハ紙端ニ繼 足シ折込トスベシ		
										三、單一一部局ニ止マル費途(例 令廳費、造兵及修理費、造船 及修理費等ノ如キヤハ記入ヲ 要セス		

第二十六號書式
用紙美濃紙

某年度歳出經常(臨時)部

支出明細報告内譯書

明治何年何月何日

何 廳
委任仕拂命令官職氏名

1579

科		目		豫算額	仕拂命令済額	豫算残額	
款	項	目	節	円	円	円	
軍 事 費	俸給及諸給	上長官士官俸給	大少	佐尉	0	0	0
				准士官俸給	0	0	0
				下士官俸給	0	0	0
				判任俸給	0	0	0
				技手加俸	0	0	0
				總務用品	0	0	0
				定消修	0	0	0
				部耗理	0	0	0
				品品交	0	0	0
				記手	0	0	0
				曹記	0	0	0
				曹師	0	0	0
				樂	0	0	0
				兵	0	0	0
等	0	0	0				
軍	0	0	0				
計	0	0	0				

何年度何月分外貨支出報告書

計	造船費全	糧食費英貨	外貨		相場	記
			種類	貨幣		
110000	10000	5000	10000	50000	貳志換	支額ノ相場毎ニ取分シテ スヘシ但前渡官吏出スル 交換ノ日ニ對シテ外貨額 換高ト之レニ對スル外貨 地名年月日等ヲ詳記ス 船名於テ本表ニ併算モ トキハ本表ニ併算モス 報告スルモノトス
					決定相場	

右及報告候也

明治 年 月 日

前渡官吏 職 氏 名 印

委任仕拂命令官宛

達第百二十九號

明治二十七年達第二十二號計算帳簿規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第二條中「五 各廳經費内譯簿」ヲ削除ス
第四條中「二 金庫月別整理簿」ヲ削除ス

百十九

海軍

1582

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

明治三十二年
五月
本令の施行
廢止

達第五百三十號

明治三十三年五月達第八十號兵備品出納命令官會計官吏別表ノ通改正ス
明治三十六年十一月十日

海軍大臣男爵 山本權兵衛

海

百二十
海
軍

1583

(別表)

備考		兵備品出納命令官會計官吏表											
		品名		出納命令官		會計官吏							
本表中*印ヲ附シタル會計官吏ニハ辭令書ヲ附與ス	治療品 病院長 療品庫主管	兵器彈藥水雷及附屬品		造兵廠長	先任検査官	造兵部長		武庫主管	下瀬火藥製造所長		*下瀬火藥製造所書記		
		海軍省先任副官		文庫主管		鎮守府後任副官		測器庫主管		水路部圖誌科長		水路部圖誌科長	
		水路部長		水路部圖誌科長		水路部測器科長		*測器庫書記		測器庫主管		測器庫主管	
		測器海圖		水路部長		水路部圖誌科長		水路部測器科長		測器庫主管		測器庫主管	
		經營需品		需品庫主管		需品庫庫員		需品支庫書記		要港部主計長		要港部參謀長	
		被服糧食		經理部長		經理部衣糧科長		經理部主計長		要港部參謀長		經理部長	
		治療品		病院長		療品庫主管		療品庫主管		經理部長		經理部長	

明治四十五年
陸軍省
別紙
廢止



達第百三十一號

明治三十三年五月達第八十一號通常物品出納命令官會計官吏別表ノ通改正ス
明治三十六年十一月十日
海軍大臣男爵 山本權兵衛



百二十一
海
軍

1585

(別表)

通常物品出納命令官會計官吏表

品名	出納命令官	會計官吏
本省構内各廳々用物品及囚徒費所屬物品	× 經理局員	× 經理局員
經理局建築用物品	× 經理局員	× 經理局員
參考用治療物品	× 醫務局員	× 醫務局員
東京所在各廳普通圖書(學校練習所ヲ除ク)	本省先任副官	文庫主 管
造兵廠所屬物品 廢兵器	造兵廠會計部長	材料庫主 管
水路部所屬物品	水路部部長	會計課長
下瀨火藥製造所々屬物品	下瀨火藥製造所長	× 下瀨火藥製造所書記
鎮守府所在各廳(學校練習所ヲ除ク)應費所屬物品及他ノ主管ニ屬セザル物品	× 經理部第二課長	× 經理部課員
經理部建築用物品	建築科長	× 建築科々員
糧食費及被服費所屬物品	衣糧科長	衣糧科々員
軍港要港費所屬物品	港務部長	港務部主計長
工廠資金所屬物品	工廠會計部長	材料庫主 管
工廠及修理工場所屬物品(別ニ出納命令官及會計官吏ヲ區キタルモノヲ除ク)	需品庫主 管	工場庫主 管
廢兵器 艦船取外シ物品 廢船舟	需品庫主 管	需品庫々員
艦費所屬物品	病院長	療品庫主 管
鎮守府所在各廳患者費所屬物品	測器庫主 管	× 測器庫書記
測器庫測器費所屬物品	監獄長	監獄書記
囚徒費所屬物品	學 校 長	主 計 長
學校應費及患者費所屬物品(機關學校患者費所屬物品ヲ除ク)	學 校 長	主 計 長
練習所應費所屬物品	練 習 所 長	× 主計官練習所(監事)主計官練習所) 長
採炭所應費及採炭費所屬物品	採 炭 所 長	主 計 長
臺灣總督府海軍幕僚應費所屬物品	海軍幕僚參謀長	× 海軍幕僚書記
要港部患者費及傳書鴿費所屬物品	要港部主計長	要港部上等筆記
要港部軍港要港費所屬物品	知港事參謀長(馬公要港部)	× 知港事所屬准士官要港部上等筆記
大湊水雷團軍港要港費所屬物品	大湊水雷團長	大湊水雷團主計長
長崎敷設隊軍港要港費所屬物品	敷設隊司令	主 計 長

備考

- 一 修理工場ニ於テ使用スル工廠資金所屬物品ニ就テハ修理工場書記ヲ分任官吏トス
- 二 本表ニ掲クル外物品ノ整理上分任官吏ヲ置クノ必要アルトキハ各出納命令官ノ申請ニ依リ各所管長官之ヲ命スルコトヲ得
- 三 本表中×印ヲ附シタル官吏ニハ別ニ辭令書ヲ付與ス

達第百三十二號

海軍官印規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第一條中「本省」ノ次ニ「軍務局」ヲ加ヘ「鎮守府經理部」ヲ「經理部」ニ改ム
第三條中「課長」「鎮守府部長」「鎮守府總政部長所屬廳長」ヲ削リ「任拂命令官」ノ次ニ
「出納命令官」ヲ加フ

正 誤

本年達第百二十三號中「及第二十二條乃至第二十七條」ハ符

海軍省副官

百三十二
海軍

全元
廢止

達第百二十三號

明治三十二年達第二十一號委任拂命令官代理規程別表中「海軍省經理局第一課長」ヲ「海軍省經理局長」ニ、「海軍省經理局第一課先任課僚」ヲ「海軍省經理局先任局員」ニ、「東京海軍造兵廠長」ヲ「海軍造兵廠長」ニ、「東京海軍造兵廠先任科課長」ヲ「海軍造兵廠先任部長」ニ、「鎮守府經理部長」ヲ「海軍經理部長」ニ、「鎮守府經理部先任課長」ヲ「海軍經理部先任課長」ニ改ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百三十四號

明治三十年達第百二十六號海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任任拂命令官、歳入徴收官、收入官吏別表ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

百二十三

海軍

支出收入區分	委任仕拂命令官 收入徴收官	收入官吏
本省及東京所在各廳 <small>(大學校、軍醫學校、水路部、下瀨火藥製造所ヲ除ク)</small> 並各艦船ニ屬セサル常備艦隊經費ノ支出收入及機動費ノ支出	經理局長	×經理局局員
海軍大學校ノ支出收入	海軍大學校長	海軍大學校主計長
海軍造兵廠ノ支出收入	海軍造兵廠長	海軍造兵廠會計部長
水路部ノ支出收入	水路部長	水路部會計課長
海軍軍醫學校ノ支出收入	海軍軍醫學校長	海軍軍醫學校主計長
下瀨火藥製造所ノ支出收入	下瀨火藥製造所長	×下瀨火藥製造所書記
橫須賀軍港所在各廳及橫須賀鎮守府所轄艦團 <small>(各艦船ニ屬セサル常備艦隊ノ經費及機動費ヲ除ク)</small> ノ支出收入	橫須賀海軍經理部長	×橫須賀海軍經理部課員
吳軍港所在各廳 <small>(兵學校ヲ除ク)</small> 及吳鎮守府所轄艦團 <small>(各艦船ニ屬セサル常備艦隊ノ經費及機動費ヲ除ク)</small> ノ支出收入	吳海軍經理部長	×吳海軍經理部課員
佐世保軍港所在各廳及佐世保鎮守府所轄艦團 <small>(各艦船ニ屬セサル常備艦隊ノ經費及機動費ヲ除ク)</small> 並竹敷要港部、馬公要港部ノ支出收入	佐世保海軍經理部長	×佐世保海軍經理部課員
舞鶴軍港所在各廳及舞鶴鎮守府所轄艦團 <small>(各艦船ニ屬セサル常備艦隊ノ經費及機動費ヲ除ク)</small> ノ支出收入	舞鶴海軍經理部長	×舞鶴海軍經理部課員
海軍兵學校ノ支出收入	海軍兵學校長	海軍兵學校主計長
海軍探炭所ノ支出收入	海軍探炭所長	海軍探炭所主計長
臺灣總督府海軍省所管經費ノ支出收入	臺灣總督府海軍參謀長	×臺灣總督府海軍參謀書記

考 備 一 委任仕拂命令官疾病其ノ他公私ノ事故ニ依リ仕拂命令ノ職ヲ執ルコト能ハサルトキハ別ニ定ムル所ノ代理官ヲシテ其ノ職務ヲ執行セシメ代理官ヲ置カサルモノハ其ノ際別ニ委任者ヲ定ム

二 ×印ヲ附シタル收入官吏ニハ辭令書ヲ附與ス

達第百三十五號

艦團部航海長主管(圖書)需用品定額表ヲ廢ス (一七)

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百三十六號

明治三十六年達第九十四號中明治二十二年達第四百四十號ヲ削除ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛



百二十四

海軍

1590

達第百二十七號

海軍兵備品會計規程中左ノ通改ム

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男 齋山本權兵衛

第三條ノ別表ヲ別表ノ通改メ第三十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十二條ノ二 兵備品出納命令第十九條第二十六條亡失毀損、廢敗、損廢ノ場合ニ在

テハ證憑書類及物品處分案ヲ附シ經理部長(東京ニ在テハ經理局長)ノ調査ヲ受クヘシ
書式備考第一號末項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

兵備品ニシテ修理改造其ノ他ノ事故ニ因リ現品在庫セサルモノアルトキハ原簿殘ノ區
ニ雜件ノ一欄ヲ設ケ其ノ數量ヲ登記スヘシ但シ現品庫外ニ在ル日數長カラサルモノハ
登記ヲ省略スルコトヲ得

備考	治療品	被服、糧食	艦營需品ノ内 教育圖書		艦營需品		測器海圖		秘密圖書		兵器彈藥水雷 及附屬品		品名		
	病院長	衣糧科長	測器庫主管	教育本部長	要港部參謀長	需品庫主管	測器庫主管	水路部長	水路部長	鎮守府參謀長	海軍省先任副官	下瀬火藥製造所長	造兵廠長 造兵部長 造兵部長	出納命令官	
本表中ノ分任兵備品會計官吏若ハ兵備品取扱主任ニ相當スル職員ヲ醫カサル艦團其ノ他各部ニ在リテハ所屬長部下判任官以上ニ之ヲ命シ其ノ官職氏名ヲ所屬兵備品會計官吏ニ報告スヘシ 水雷艇ニ在リテハ秘密圖書、測器海圖、教育圖書ノ兵備品取扱主任ヲ水雷艇長ト爲スニ得 本表中*印ヲ附シタル會計官吏ニハ辭令書ヲ附與ス	療品庫主管	衣糧科員	測器庫書記	教育本部部員	要港部主計長	需品支庫書記	測器庫書記	水路部測器科長	水路部圖誌科長	鎮守府後任副官	海軍文庫主管	下瀬火藥製造所書記	前任檢査官 武庫主管	兵備品會計官吏	
	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	分任兵備品會計官吏	兵備品取扱主任
	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	驅逐艦主計官	砲術長、水雷長 航海長、機關長 驅逐艦次席將校 機關士長	砲術長、水雷長 航海長、機關長 驅逐艦次席將校 機關士長

達第百二十八號

明治三十四年達第四十九號造船、造兵材料資金取扱規程中左ノ通改正ス

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

第八條中「會計課長若ハ主計長」ヲ「會計部長」ニ改ム

第十二條中「鎮守府經理部長」ヲ「海軍經理部長」ニ改ム

第三十八條中「各廳長」ヲ「廳長」ニ「鎮守府經理部」ヲ「海軍經理部」ニ改ム

第三十九條中「造船廠長、造兵廠長、兵器廠長」ヲ「工廠長、造兵廠長」ニ改ム

百二十六

海軍

1593

達第百三十九號

海軍造船廠處務細則ヲ廢ス

海

明治三十四年(1901)三月三十日

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

達第百四十號

海軍兵器廠處務規程ヲ廢ス

海

明治三十四年(1901)三月十四日

明治三十六年十一月十日

海軍大臣 男爵山本權兵衛

百二十七

海

軍

1594